慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	両大戦間期イギリスによるパレスチナ分割の断念 : 帝国内関係の再編と国際連盟の関与、一九三七-一九三九年
Sub Title	Interwar Britain's abandonment of partitioning Palestine : the reorganization of intraimperial relations and the involvement of the League of Nations, 1937-1939
Author	矢吹, 弘孝(Yabuki, Hirotaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2021
Jtitle	慶應義塾大学大学院法学研究科論文集 (Proceedings of Keio University Graduate School of Law Studies in Law and Politics). No.61 (2021.) ,p.281- 319
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00069591-00000061-0281

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

両大戦間期イギリスによるパレスチナ分割の断念

――帝国内関係の再編と国際連盟の関与、一九三七―一九三九年――

矢吹弘孝

はじめに
(一) 研究の背景
(二) 研究の目的
(三) 本稿の構成
一 イギリスの帝国内関係再編とパレスチナ
(一) 両大戦間期におけるイギリス帝国の概況
(二) 帝国内の紐帯における構造的権力
(三) パレスチナ――新旧相半ばする帝国
(四) アラブ大反乱の勃発
二 ピール案の発表とその反響
(一) クープランドの分割案
(二) 国際連盟における反応
(三) チェンバレン内閣における反応
三 分割断念までの過程
(一) 反乱の再燃
(二) ヨーロッパ情勢の悪化
(三) 中東における恣意的なパートナーシップ
おわりに

はじめに

㈠　研究の背景

一九四七年一一月二九日、ニューヨークの国際連合総会にて決議第一八一号が採決された。これにより、パレスチナはアラブ国家とユダヤ国家に分割され、エルサレムは国際管理下に置かれることが定められた。そして、約半年後の一九四八年五月一四日には、イスラエルの建国が宣言される。しかし、アラブ世界の反発は必至であり、建国が宣言されるや、エジプト、トランスヨルダン、シリア、レバノン、イラクの各軍からなるアラブ連合軍がパレスチナに侵攻した。かくして第一次中東戦争が勃発し、数十年にわたって続くアラブ・イスラエル紛争の嚆矢が放たれたのである。イスラエルは当初こそ苦戦を強いられていたが、一九四九年の休戦時には、西エルサレムを含むパレスチナの大部分を掌握していた。これに伴い、同地におけるアラブ国家成立の展望は著しく混濁したほか、多くの難民が生まれることとなった。

分割決議案の採決において、国際連合の前身にあたる国際連盟からの受任によってパレスチナを委任統治していたイギリスは、投票を棄権していた。同国は、第一次世界大戦後よりオスマン帝国に代わって、中東地域一帯に委任統治領からなる新たな地域秩序を構築していた。しかし、パレスチナの将来を国際連合に諮ったのはそのイギリスであり、同地における混乱状態にもはや屈服していたのである。パレスチナより撤退するイギリスの委任統治当局と駐留軍は、アラブ・イスラエル紛争の火蓋が切って落とされる様子を傍観するほかなかった。パレスチナは、イギリスが受任した委任統治領のなかでは早期に独立することを期待されたA式領であった。(1) しかし、イギリスが現地勢力と二人三脚を組んで安定を試みてきた同じA式領のイラクやトランスヨルダンとは、異なる帰趨をたどったのである。(2)

パレスチナは、アラブ人とヨーロッパのシオニズム運動の影響を受けて移民したユダヤ人[3]の慢性的な対立により、イギリスが直接に統治せざるをえなかった。ユダヤ人移民に対するアラブ人の不満はかねてより暴動の形態をとって噴出していたが、一九三六年よりアラブ大反乱が勃発し、イギリスの委任統治に対する反発へと本格的に波及する。そしてイギリス政府は、情勢不安の原因を調査するため任命したパレスチナ王立委員会（Palestine Royal Commission、以下「ピール委員会」とする。）の勧告を受け、一九三七年に、同地の委任統治廃止とアラブ国家とユダヤ国家への分割を、議会や国際連盟にはじめて提案したのである。

しかし、内外からの反対に見舞われた分割案（以下「ピール案」とする。）は実行の延引を余儀なくされる。そして、アラブ世界がドイツに接近することを危惧したイギリスは一九三九年に、パレスチナへのユダヤ人移民の大幅な制限を定めたマクドナルド白書を発表した。かくして、分割はパレスチナ政策の選択肢から事実上除外され、再び検討の俎上に載ったのは、シオニスト勢力による対英武装闘争が激化していた一九四七年のことであった。

なぜイギリス政府は、自ら提案したパレスチナ分割を断念せざるをえなくなったのか。先行研究ではその理由を、第二次世界大戦勃発直前の折に、イギリス政府がアラブ世界の対独接近を懸念したとする、帝国防衛の論理に求める説明が多く見られる。[4] たとえば、中東地域を専門とする国際関係史家のコーエン（Michael Cohen）やフレイザー（T. G. Fraser）は、マルコム・マクドナルド（Malcolm MacDonald）植民地相が一九三八年九月のミュンヘン危機を境に、分割に対して如実に消極的になったことをとりあげている。[5]

たしかに分割の強行は、当時の政策決定者からは旗色の悪い判断に映ったことであろう。ヨーロッパが戦争勃発の瀬戸際に立たされているなかで、イギリス政府が強引にパレスチナを分割すれば、アラブ世界の反発を惹起し、彼らをドイツ陣営に追いやりかねないからである。しかし、このような説明において、イギリス帝国に内在した様々な問題に対して十分な焦点が当てられているとはいえない。対独関係の悪化を受けて帝国防衛の重要性が増したという説

明は、分割の可否をめぐる議論がなぜ、ドイツの膨張主義政策との連立方程式にて検討されねばならなくなるまで遅滞したかという問いに答えるものではないのである。

ヴェーバー（Max Weber）は、権力を「或る社会的関係の内部で抵抗を排してまで自己の意志を貫徹するすべての可能性」[6]と定義している。これを踏まえるならば、両大戦間期のイギリスはパレスチナの分割を試みた際、対独関係の悪化という外的な抵抗に直面していたほか、自己に内在する要因から諸般の抵抗を排するための権力を欠いていたのではないだろうか。

(二) 研究の目的

本稿の目的は、上記のような問題意識にもとづき、イギリス政府がパレスチナ分割を断念した理由としてイギリス帝国に内在する要因に焦点を当て、第一次世界大戦後における帝国の態様変化とパレスチナ分割をめぐる政治が連動していたことを論じることにある。先にも触れたように、対独関係の悪化に伴って帝国防衛の重要性が増したことが、パレスチナ分割の実行を困難にしたことは疑うべくもない。しかし本稿では、イギリスとその帝国を秩序立てるための諸条件、すなわち帝国秩序が両大戦間期を通じて再編されたことが、イギリスによるパレスチナ分割の目論見が暗礁に乗り上げたことに影響を与えたとの仮説を立て、その論証を試みる。

本稿が論じるところの帝国秩序とは、帝国内の垂直的な諸関係のみを指すものではなく、主権国家どうしの水平的なそれからなる国際秩序との連関をも含むものである。[7] とくに、本稿が扱うパレスチナは帝国内関係と国際秩序の交錯地といいうる場所であった。パレスチナは、地中海とメソポタミア地方、果てはペルシャ湾を結び、スエズ運河の防衛をも担う、帝国の戦略的要衝として位置づけられていた。それと同時に、パレスチナは国際連盟が監督する委任統治領であり、さらには一九一七年のバルフォア宣言によって、ユダヤ人の民族的郷土（national home）の成立を約

束されていたのである。後者の事柄は、ドイツのナチス政権成立以降はとくに、イギリス一国のみならず国際的な関心を喚起し、国際秩序との連関を印象づけたであろう。イギリスは両大戦間期のあいだ、漫然とした態度でこの二つの要求を両立できると考えてきたようだが、帝国秩序の再編は両者を相剋の関係へと至らしめたのである。

では、パレスチナとの関係において、イギリスをかくも悩ませた帝国秩序の再編とはいかなるものであったか。本稿では、帝国秩序の再編という場合に、次の二つの位相に焦点を絞って論じることとする。一つ目は、「支配・被支配」という非対称性によって専ら特徴づけられてきたイギリスの帝国内関係が、その支配の程度や、支配のための手段の階層化・多様化によって、より多層的なものに再編されたことである。そして二つ目は、イギリスが委任統治制度を通じて、帝国を対外的に正当化する機能の一部を国際連盟に委託し、部分的にせよ帝国の運営に国際連盟が関与することを容認したことである。詳細は次章以降にて説明することとするが、前者はイギリスの政策決定者がパレスチナ分割の必要性を見いだす理由であると同時に、分割に難色を示す理由でもあった。後者が分割の可否についての決定権を、イギリス単独ではなく、国際連盟が扱うべき国際社会における問題と位置づけたことは、イギリス帝国内の関係に重要な変化をもたらすこととなる。

また、両大戦間期に構想された分割政策の意味するところについても、あらかじめ触れておきたい。帝国秩序の再編がパレスチナを手に余る存在に至らしめ、分割を促したのならともかく、その再編がむしろ分割を阻む要因であったとする説明は、一見したところ矛盾を帯びているように受け止められるかもしれない。支配地域の分割は、帝国の解体を想起させる場合があるからである。[8] 現に、一九四七年に決定されたパレスチナ分割は、イギリスが同地に関与することの限界を呈した証左である。奇しくも同年に起きたインド・パキスタンの分離独立も、まさに英領インド帝国の解体に付随するできごとであった。では、両大戦間期に提案されたパレスチナ分割もまた、帝国の解体を想定したものであったのか。

実際には、一九三七年に提案されたパレスチナ分割は、帝国の解体とは正反対の意図にもとづいていたといえる。当時のイギリス政府はむしろ、パレスチナが引き続き帝国の一部を構成することを望んでいたのである。さりとて、それはイギリスがインドやナイジェリアなどに対して用いた分割統治（divide and rule）のような、意図的な民族対立の煽動による権力維持の意図とも趣を異にするものであった[9]。両大戦間期の分割政策は、いわば「天蓋」としての帝国を維持しつつ、その支配地域のナショナリズムに対して適宜柔軟に対応するという目的に立脚して構想されたのだといえよう。そして、帝国秩序の再編のなかで、パレスチナを帝国に留める意図から生み出された分割案が、むしろその他の力学に翻弄され、イギリス政府の意図から離れて漂流していったところに、その苦悩と挫折が見られるであろう。

㈢　本稿の構成

以上の点を踏まえ、本稿では両大戦間期において、イギリスのパレスチナ分割案の前に立ち塞がる諸要因としていかなるものが集積していたか、また、それが一九三七年から一九三九年にかけていかに顕現したかを検討していく。その際、主な一次史料として、イギリスの内閣文書（ＣＡＢ）、外務省文書（ＦＯ[10]）、ピール委員会が刊行したパレスチナ政策に関する報告書などを参照する。

以下に、本稿の構成を簡記する。第一章では、イギリスが第一次世界大戦を契機として、帝国内関係の再編を意図するようになったことを論じる。そのうえで、イギリス政府が帝国内の秩序を維持するため、政治権力や軍事力から次第に経済的影響力を重視するようになるなか、パレスチナはそのような再編の動きに必ずしも対応していなかった様子について見ていく。

第二章ではまず、ピール案がどのような帝国観に立脚して構想されたかについて検討する。次に、イギリスが帝国

の統治に関する議論を国際連盟に委ねたことで、パレスチナ分割をめぐって多様なアクターが関与することとなり、問題が複雑化する経緯を論じる。そして、ピール案が当時のチェンバレン（Neville Chamberlain）内閣のなかではどのように受け止められていたかを考察する。

第三章では、ピール案を受けてパレスチナでのアラブ大反乱が再燃し、ドイツが膨張主義的な政策を推進してヨーロッパ情勢がより一層緊張したことで、イギリスが広大な帝国を防衛するために宥和的な措置をとらざるをえなくなった過程を論じる。そして、それゆえにアラブ世界の反発を招くような分割を強行することが困難になり、分割案を棄却せざるをえなくなった経緯を叙述する。

一　イギリスの帝国内関係再編とパレスチナ

㈠　両大戦間期におけるイギリス帝国の概況

両大戦間期のイギリスがパレスチナ分割を提案し、それを断念するまでの過程をたどる前に、当該期においてイギリス帝国の態様がどのような変化をたどったかを見ておきたい。イギリス帝国史家の竹内真人は、イギリスがその勢力圏の内部において、共通性を創出するための広義の権力作用を「紐帯」と呼称している。[11] 以下で概観するイギリスの帝国内関係の再編は、これら紐帯の緩急や種類に変動をきたすものであったといえる。

第一次世界大戦が、イギリスをしてその帝国内の紐帯をいかに維持するかを再考せしめる重要な契機であったことは、広く知られている。すでに自治領であったカナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカなどは同大戦中、兵力などの資源の供給というかたちで「帝国の総力戦」に組み込まれていった。しかしその一方で、イギリス

本国からのさらなる自立性と、独自のナショナル・アイデンティティを模索するようになったのである。[12] また、大戦を受けて自治法の実施が延期され、殉国的なヒロイズムが隆起していたアイルランドでは、共和主義者による激しい対英抵抗の火蓋が切って落とされた。[13] その結果、大戦後の一九二二年には自治領たるアイルランド自由国が成立する。その後、帝国における紐帯の一部は、ブリティッシュ・コモンウェルスという、「王冠への忠誠」を共有する対等な政治体どうしの連合へと再編されてゆく。白人自治領ではないインドやエジプトなどにおいても、大戦勃発を契機としたナショナリズムの興隆が見られた。そして、イギリスはそれらに対して部分的な自治や、名目的な独立の容認を約束せざるをえなかった。かくして、自治権の拡大が帝国諸地域を席巻したのである。

一見したところ、イギリスは早くも植民地帝国の解体に着手したかのように見受けられる。しかし、イギリス帝国史家のダーウィン（John Darwin）は、それは帝国内のナショナリズム隆盛を見据えた、先見の明ある撤退などではなかったと論じている。それはむしろ、ナショナリズムをかわすための政治的な「フットワーク」であり、イギリス本国の政策決定者は、彼らが認識するところの一過性の反英的ナショナリズムの隆起を防いだ後に、再び帝国主義に回帰する意図をもっていたとされる。[14] すなわち、従来のような垂直的・非対称的な支配に優先して、複数の地域を覆う「天蓋」としての帝国の重要性が意識されていたのだといえる。

この試みは、イギリスが第一次世界大戦を経て、オスマン帝国崩壊を契機として自らがその秩序維持に責任をもつこととなった中東においてもあてはまることであった。サイクス＝ピコ協定として知られる一九一六年の合意は、戦局の推移次第では画餅に帰す「絵空事」であったし、また実現すれば英仏露のあいだで新たな大国間競争を惹起しかねないものであった。[15] しかし、ロシアが国内の革命によって戦線から脱落したことで、イギリスはまさに、中東において優越的に影響力を浸透させられる僥倖を得ることとなる。中東戦線における連合国軍の主力をなしていたのはイギリスであり、同国はロシアの撤退した地域に生じた力の真空を埋めてゆき、オスマン帝国を休戦へと追い込んだの

である。[16]

大戦後、イギリスは新たに帝国の一部に加えられた中東における秩序を安定化し、また究極的にはフランスがシャーム地方全体を掌握することを阻止しようと考えていた。[17][18] しかしその一方で、アメリカのウィルソン（Woodrow Wilson）大統領が提唱した民族自決の原則を、一定程度導入するような姿勢を示さなければならなかった。このためイギリスは、支配した諸地域を新たに創設された国際連盟の監督する委任統治領とすることで、帝国主義的な色彩を薄めたのであった。国際関係史家のマゾワー（Mark Mazower）が指摘するように、委任統治制度は「一方でイギリスの自治領側のかつてのドイツの植民地を併合したいという欲求と、他方でウィルソンの理想主義にリップサービスをする必要」[19]の両立を目的として考案された。イギリスは中東支配を正当化するため、「文明国家」の後見によって、ただちにはそれが不可能な民族に将来的な自決を促すという建前をもつ、委任統治制度を利用したのだといえよう。フランスも一九二〇年にシリアとレバノンを委任統治領として受任するが、その範囲は一九一六年に約束されていたそれよりも大幅に縮減されていた。そして、フランスがイギリスに対して譲歩した地域には、パレスチナも含まれていた。[20]

このように、イギリスは第一次世界大戦を転換点として、それまでの帝国の支配地域はさることながら、新しく帝国の版図に加わった地域との関係においても、国際政治の新たな動向を受けて緩やかな紐帯に頼る必要性を見いだすようになった。自治権の拡大は帝国内からの要求に対する半ば懐柔めいた譲歩であり、委任統治の適用はまさに帝国内関係の国際秩序との交錯ゆえのそれであった。この両者はいずれも、広大な地域を支配するうえで、いわば「天蓋」としての帝国の維持という方向性に収斂したのである。

㈡　帝国内の紐帯における構造的権力

イギリスの帝国内関係を規定する紐帯が、第一次世界大戦を経てはたして弱まったかどうかは評価が分かれるものの、それが従来よりも緩やかなものへと変化した背景には、そのような紐帯を司るための種々の手段の変化も関係していよう。本節では、これら紐帯を維持するための様々な手段の種類について、「関係的権力」と「構造的権力」の概念を用いながら紐解いてゆくこととする。

イギリス帝国史家の秋田茂は、両大戦間期のイギリスを「公式帝国の領域性とグローバルで脱領域的な経済的影響力を併せ持った『帝国的な構造的権力』（傍点原文）[21]」の担い手と特徴づけている。すなわちその権力は、地理的空間としての帝国を囲うべく行使される政治権力ないしは軍事力と、自由貿易体制や基軸通貨スターリング・ポンドなどに支えられた、帝国、ひいては世界を覆うような経済的影響力の両者によって司られていたのである。そして、当該期のイギリスは、前者よりも後者に拠って立つようになっていたとされる[22]。

国際政治経済学者ストレンジ（Susan Strange）の定義に従えば、前者は関係的権力、後者は構造的権力に対応するものといえるだろう。関係的権力とは、「Aがはたらきかけて Bに何かをさせるような力[23]」であり、たとえば武力紛争、貿易摩擦、金融制裁、宗教的権威による価値剝奪といった行為において見られる、自己の意志を貫徹せんとする作用である。関係的権力からなる帝国内の紐帯は、厳格な「支配・被支配」の関係を規定する、強力な紐帯となろう。これに対し、構造的権力とは「世界の政治経済構造を形づくり、決定するような力[24]」であり、軍事的な覇権、国際的な貿易制度、信頼できる通貨、支配的な知識体系など、人間を基本とする様々なアクターが所与のものとして受容し、その行動に暗黙の前提を与える作用である。したがって、構造的権力からなる帝国内の紐帯は厳格さを強調しない、密やかな、ないしは緩やかな紐帯となろう。前章にて述べた、イギリスの帝国内関係における支配の程度と手段の階

層化・多層化は、これら異なる権力からなる紐帯の併存に起因するものである。

軍事力は公式帝国に輪郭を付与し、他国との関係において自国の意志を貫徹することを可能ならしめるほか、世界的規模のルール形成にも間接的な影響力をもちうる。これらを、帝国内の紐帯に置き換えて喩えるならば、それはイギリス本国と帝国内の特定地域のあいだで作用する強力な紐帯にも、あるいは帝国内関係一般に対して隠然たる影響を及ぼす密やか・緩やかな紐帯にも、そのどちらにもなりえたといえる。イギリスの海軍力が一九世紀において航海の安全、ひいては海洋へのアクセスの可否を暗に司っていたことは、イギリス海軍に象徴されるその軍事力が関係的権力のみならず、構造的権力の一端を担っていたことの一例となろう。[25]

ところが、第一次世界大戦が終わると、イギリス帝国内の紐帯において軍事力の占める割合は減少せざるをえなくなってゆく。折しもイギリス本国では、社会・経済上の改革を最重要の課題と考える労働者階級が政治に対する影響力を着実に強めており、自由主義的な思潮に動揺を与えていた。これに加えて、国内で広く共有された反戦感情が、大戦を評した「すべての戦争を終わらせるための戦争」という文句を、半ば自己成就予言にしてしまった。このような情勢を受けて、ロイド＝ジョージ（David Lloyd-George）内閣は一九一九年八月に、イギリスが今後一〇年はいかなる大規模戦争にも参加しないとの仮定の下で軍事費の支出を計画するよう定めた、いわゆる「一〇年ルール」を採択した。[26] ほどなくして海軍は、一九二二年のワシントン会議にて、それまで独占してきた世界最大規模という地位を失うこととなる。一方で、陸軍の役割はヴィクトリア時代よろしく、帝国の警察力へと回帰する。とくに、帝国全体の治安維持の担い手としてインド軍の役割が、イギリス本国とインド政庁のあいだの長い論争を伴いながらも期待されたのである。[27]

急速に削減された軍事力を補完するようにして帝国内の紐帯の役割を担ったのは、貿易や通貨の制度によって規定された、構造的権力としての経済的影響力であった。世界恐慌への対応として、イギリスは一九三二年にオタワで帝

国経済会議を招集し、帝国特恵関税制度にもとづく関税圏と金本位制に代わるスターリング圏からなる、ブロック経済の構築に至ったとされる。これらは専ら、本節の冒頭で述べた、帝国を「囲う」かのような作用であったと理解されてきたと見られるが、その実態がより開放的なものであったことは、秋田によって端的に論じられている。[28] 帝国特恵関税制度は、自治領ほか帝国諸地域によるイギリス本国への輸出を促進したことで、本国への債務履行を円滑ならしめ、結果的にスターリング・ポンドによるイギリスの金融支配体制を強化した。そして、スターリング圏には公式帝国の域外からも、イギリスと経済的関係の深いアルゼンチン、イラク、エジプト、スカンジナビア諸国、バルト三国などが参加していた。

帝国特恵関税制度は、イギリス本国と帝国諸地域のあいだに「支配・被支配」の関係を強いるものではなく、むしろそれら地域に利益をもたらすものであった。そして、その影響で思いがけず信頼を高めたスターリング・ポンドからなる通貨圏もまた、公式帝国の内側に留まらない脱領域的な存在であった。「天蓋」としての帝国は、このような「覆い」を旨とする緩やかな紐帯を用いて諸地域の統合を図っていたのだといえよう。

㈢　パレスチナ――新旧相半ばする帝国

イギリスの帝国内関係を構成する紐帯が前節で述べたとおり、概括的な傾向として構造的権力、とくに経済的影響力に依拠したものへと再編されるなか、パレスチナでは領域性を確固たらしめるような、個別的な関係的権力の行使が必要とされていた。イギリスの帝国諸地域が、概して時間の経過とともに、関係的権力から構造的権力の統制下に遷移したわけではない。とはいえ、帝国に新たに加わったパレスチナへの統治のあり方は、上述したような傾向と対比すると、やや古めかしい印象を与えるのではなかろうか。

パレスチナにおける関係的権力の必要性への認識は、バルフォア（Arthur Balfour）外相が一九一九年に、パレス

チナにおいて「意図的に、そして明確に民族自決の原則を退ける（筆者訳）」[29]考えを示したことから、その予兆を見いだすことができる。彼は、同地に民族自決の原則が適用されることで、アラブ人がシオニズム運動を拒絶することを懸念しており、域外のユダヤ人問題への配慮のため、パレスチナを例外的な存在として扱うことが好ましいと考えていた。

パレスチナにおいて、アラブ・ユダヤ双方の参画する現地政府を形成する姿勢を崩さなかったとされる、初代パレスチナ高等弁務官のサミュエル（Herbert Samuel）も、同様の認識を共有していたと見られる[30]。彼は、アラブ人に譲歩の姿勢を示すため、暴動を煽動してダマスカスに亡命中であった汎アラブ主義者のアル＝フセイニー（Hajj Amin al-Hussaini）に恩赦を与え、エルサレムで最高位のイスラーム指導者たる大ムフティーに任用しもした。しかし、アラブ人の不満の主たる要因であった、ユダヤ移民によるパレスチナの土地購入を妨げるような政策を採ろうとはしなかったのである。

結局、統一的な現地政府の発足は実現せず、委任統治の下でパレスチナはアラブ・ユダヤ間の調和が確保されるどころか、双方が地理的に入り組んで居住する、複雑な政治体へと発展してゆく。とくに、ユダヤ社会は独自の政治制度を構築し、一九二九年に移民促進や資金調達を目的として創設されたユダヤ機関（Jewish Agency）が対外関係を担うようになる[31]。このような無秩序な併存状況を是正するため、後に発表されるピール案では一九二三年のローザンヌ条約で見られたような住民交換の要素が加わった[32]。これが結果的に、イギリスの政策決定者や国際連盟の各アクターのあいだで、分割の実現可能性に疑問が投げかけられる要因の一つをつくったと考えられる。

ユダヤ人の民族的郷土成立のため、現地勢力からなるパレスチナ政府の樹立を保留するというイギリスの方針は、一九二九年の嘆きの壁事件[33]を経てもなお踏襲された。同事件を受け、翌一九三〇年にパスフィールド（Sidney Webb, 1st Baron Passfield）植民地相の下で刊行されたパスフィールド白書は、アラブ・ユダヤの統合を妨げているとしてユ

ダヤ機関などを批判するも、イギリスが民族的郷土の成立を引き続き支持する旨を明記していた。さらにその意向は、ラムゼイ・マクドナルド（Ramsay MacDonald）首相から世界シオニスト機構（以下「ＷＺＯ」とする。）のヴァイツマン（Chaim Weizmann）議長に対して、個人的に念押しすらされたのである。このような留保を設けたことが、後に期せずしてパレスチナへのユダヤ人移民を促進し、一九三三年のドイツでのナチス政権成立がこの傾向を増長した。シオニズム史観では「第五次アリヤー」[34]とも呼称されるこの移民の波が、一九三六年から一九三九年にかけて続くアラブ大反乱への重要な伏線となる。

パレスチナは両大戦間期のあいだ、構造的権力の傘下からはみ出た存在であった。パレスチナでは一九二七年に、カレンシー・ボード制によってスターリング・ポンドと連動する法定通貨パレスチナ・ポンドが導入されたが[35]、これはパレスチナを帝国の一部に位置づけるうえで重要な紐帯であった。それは、後にパレスチナがスターリング圏に参加するということのほかに、地域独自の貨幣が政治体としてのパレスチナの輪郭を暗に際立たせる機能をもっていたからである。元来、パレスチナ・ポンドの導入は一九二〇年に、ファイサル一世（Faisal bin Hussein bin Ali al-Hashemi）による、パレスチナを含むシリア・アラブ王国の建国を妨げることを目的として提案され、実際に、パレスチナをシャーム地方の他地域と区別する作用を及ぼした[36]。パレスチナ・ポンドの導入は、パレスチナをスターリング圏の一員たらしめたという点では構造的権力、そしてパレスチナの領域性を定義するという点では関係的権力からなる紐帯を司っていたのである。

他方で、帝国の一部として享受しえたにもかかわらず、構築されなかった紐帯も存在した。パレスチナは、Ａ式委任統治領であることを理由に、帝国特恵関税制度の適用を認められなかったのである。自治の度合いが低いＢ・Ｃ式ならばともかく、Ａ式領は諸外国から帝国に属さない独立した「第三国」と見做され、関税圏の趣旨がぼやけることを外務省が恐れたためである。これによって、パレスチナは域外からの輸入品に対して脆弱となり、その輸出品は厳

しい競争に晒された。その結果、パレスチナはイギリス本国との貿易に大きく依存することとなった。[37]

しかし、いずれにせよ、以上で見た構造的権力からなる紐帯は、あくまでイギリス本国とパレスチナの委任統治政府の関係を規定するものであり、委任統治政府は関係的権力の行使によってパレスチナ内部におけるアラブ・ユダヤ間の対立関係を押さえ込んでいたのである。アラブ・ユダヤ間の分断による統一的な現地政府の不在が、パレスチナが構造的権力からはみ出ていたことの主な要因であろう。たとえば、委任統治政府は行政上、パレスチナにおける経済活動をアラブ・ユダヤの区別なしに集計していたが、アラブ・ユダヤ社会は相互に別個の政治経済的単位たらんとしていた。その過程で、それぞれの社会内部においてアラブ製商品とユダヤ製商品に対するボイコットがしばしば展開されたのである。このような、両社会間の分断を深める分離主義的な消費行動もまた、総体としてのパレスチナ経済を域外からの輸入品との競争に対して脆弱ならしめた。[38]

パレスチナにおける最も典型的な関係的権力の行使は、アラブ・ユダヤ間の暴力を鎮圧するための治安維持活動だったであろう。一九二二年には頻発する暴動を受け、チャーチル（Winston Churchill）植民地相の意向で、従来のパレスチナ警察隊に加えてイギリス憲兵隊が創設された。同隊には、これまたチャーチルが陸相時代に創設を提唱し、英愛戦争中にアイルランドでの対反乱作戦に従事した、王立アイルランド警察隊の臨時特別部隊出身者が多数入隊することとなった。[39] 彼らの多くは第一次世界大戦からの退役将校であり、パレスチナの治安維持は幾度かの短い例外的な時期を除いて、このような準軍事的な色彩を帯びた植民地警察の存在によって特徴づけられたのである。

イギリス憲兵隊は一九二六年に、より文民色の強いパレスチナ警察隊と、帝国全体の兵力をも補完する植民地軍のトランスヨルダン国境軍にそれぞれ吸収・発展した。しかし、次節で論じるように、パレスチナにおけるこのような軍警分離の試みは、次節で述べるアラブ大反乱の勃発によって中断されることとなる。

㈣　アラブ大反乱の勃発

アラブ大反乱によって、ユダヤ移民の急増を見ながらも、アラブ・ユダヤ間の分断を緩和する努力を後ろ倒しにしてきた委任統治政策の歪みが一気に噴出した。反乱の発端は、一九三六年四月一五日の日没後にヨルダン川西岸で発生した、ユダヤ人に対する強盗殺人だとされている。実行犯らは、一九三五年に警察に射殺されたシリア出身のイスラーム主義者アル＝カッサーム（Izz ad-Din al-Qassam）が率いていた武装組織カッサ〝ーヤ（al-Kaff al-Aswad）の活動家と見られ、犯行直後に、奪取した金銭はアル＝カッサーム殺害の報復に充てると吹聴したとされる[40]。殺害されたユダヤ人らの葬儀はたちまち煽情的な示威行動へと発展して報復殺人を招き、アラブ・ユダヤ間の緊張関係は頂点に達した。そして、大ムフィーのフセイニーは一九日にユダヤ人移民の停止などを要求するゼネストを布告し、二五日にはアラブの有力氏族や政治指導者を糾合したアラブ高等委員会が結成されたのである。

ゼネストなどの非暴力的な示威運動が委任統治政府や近隣アラブ諸国の仲介によって押さえ込まれると、暴力が急速に前景化するようになる。激化する暴力に対抗する集団警備力、すなわちマンパワーを重視した警察は、専門的訓練を施す文民型の警察官養成から、イギリスの退役軍人を短期間の訓練の後に配置する準軍事化に再び方針を切り替えた。この時期の治安維持は、ユダヤ社会の存続に重要な貢献をしていたといえる。これは、民族的郷土の基礎となるユダヤ地域共同体イシューヴの保護が重視されていたからである。その結果、ユダヤ人警察官は増員され、反対にアラブ人警察官は武装解除されて後方勤務へと追いやられた。イギリスによって組織されたユダヤ系の臨時警察隊はイシューヴの防衛を担う武装組織ハガナー（Haganah）の義勇兵から構成されており、後にアラブ諸国の軍隊と対峙するイスラエル国防軍の根幹をなすこととなるのである[41]。反乱鎮圧という口実の下、アラブ・ユダヤ間の分断はさらに深まったといえよう。

反乱は、パレスチナの外の中東地域をも巻き込んだ。警察力を補完するため、エジプトをはじめとした近隣地域に駐留するイギリス陸軍や空軍装甲車中隊がパレスチナに派遣される。他方で、反乱勢力にも近隣地域からの義勇兵が加勢し、イギリス本国やシオニスト指導者にアラブ・ナショナリズムの頑強さを知らしめたのであった。この中東地域一帯に波及した一大事を受けて、イギリス本国のボールドウィン（Stanley Baldwin）内閣は一一月に元・インド担当相のピール伯爵（William Peel, 1st Earl Peel）を長とするピール委員会を任命し、アラブ・ユダヤ双方の主張を聴取するためパレスチナに派遣した。そして、一九三七年七月七日にチェンバレン内閣に提出された、調査結果をまとめた報告書のなかで唐突に言及された分割案が、イギリスの帝国秩序再編を反映しながら展開する、パレスチナの将来をめぐる議論の端緒となるのである。これ以降のパレスチナ情勢は、分割の議論と連動するようにして推移することとなる。反乱はピール委員会がパレスチナに派遣された折に短い「停戦」を迎えていたが、同委員会が一九三七年に分割を提案するや再び激化した。一九三九年のマクドナルド白書発表は、アラブ人の溜飲を下げるものではなかったが、ともあれ反乱がもたらした一つの帰結であった[42]。

以上、第一次世界大戦後に獲得されたパレスチナが、再編された帝国内関係のなかで特殊な存在であり、構造的権力よりも関係的権力からなる紐帯に依存していた、新しくも古い地域であったことを論じてきた。次章では、そのパレスチナを帝国の一部として維持するために構想された分割案が、主に国際連盟を介した国際秩序との連関のなかで、いかなる要素に呪縛されていったかに焦点を当てる。

二　ピール案の発表とその反響

㈠　クープランドの分割案

ピール委員会は委員長のピール伯爵以下六名で構成されていたが、なかでも積極的に分割を提案したのがイギリス帝国史家のクープランド（Reginald Coupland）であった。彼は、同委員を務める以前はアイルランド、そしてその後はインド帝国の分割にも示唆を与えた人物であり、政治思想史家ドゥブノフ（Arie Dubnov）の言葉を借りれば、「分割政策の最も重要な伝道者の一人」である。[43]

帝国による支配地域の分割は、前章で概観した帝国内関係の再編という文脈のなかで見いだされた政策であった。クープランドによる分割政策の思想的基礎は、ラウンド・テーブル運動という知識人のサークルとの交流のなかで涵養されたと見られている。[44] 同運動は、イギリス帝国を公共善によって統べられた、より有機的な存在へと昇華させるという趣旨の下で一九〇九年に創設され、主要人物にはコモンウェルスの主唱者である歴史家のジマーン（Alfred Zimmern）や、植民地官僚のカーティス（Lionel Curtis）などがいた。なお、帝国の一員という意識の下で想像される公共善も、構造的権力からなる緩やかな紐帯となりえたであろう。

ジマーンは古代ギリシャにおいてポリスの盟主の座を占めた紀元前五世紀頃のアテネに着目し、その優位は公共善の観念を共有する公民を成員とする、他ポリスとの協働的・有機的な関係の賜物であると考察していた。そして、イギリスも当時のアテネに範をとって、同様の関係を帝国諸地域とのあいだに構築する必要性を説いていた。二〇世紀初頭のイギリス帝国をとり巻く情勢は、アメリカ、ドイツ、ロシアといった大国の台頭に直面し、また内部にはイギリスとの関係にぎこちなさの残る南アフリカのような地域があるという厳しい有り様であった。ジマーンの構想は、

このような懸念を共有するラウンド・テーブル運動の参加者の興味を強く惹いたのである。[45] クープランドもその例外ではなく、彼はジマーンとともに、帝国を責任ある自治を担う政治体の連合、すなわちコモンウェルスとし、帝国主義と地域的なナショナリズムの両立を唱えるようになる。[46]

この構想がはじめて実際の政策に反映された例が、一九二一年から一九二二年にかけて実現したアイルランド分割であった。前出のカーティスはロイド＝ジョージ首相のアイルランド問題担当補佐官に任命されており、アイルランド島の南部二六州を自治領とすることで、アイルランド人のナショナリズムを充足させながらも帝国からの離脱を防ぐという解決策を提示した。南北への分割は、共和主義的なスローガンをまとったナショナリズムと、主に北部のプロテスタントのあいだで見られたイギリスとの連合主義を調和すると考えられたのである。[47] なお、委任統治制度の考案に大きく貢献した南アフリカのスマッツ（Jan Smuts）首相は、まさに上述した点との関連で、自治領としてのアイルランド自由国の成立を高く評価したとされる。[48]

上述のコモンウェルス的な構想と、クープランドがピール報告書に挿入させたパレスチナの分割案は、思想的にやや断絶しているとされる。これは、コモンウェルスの下での帝国主義とナショナリズムの調和を説いてきたはずのクープランドが、分割後のパレスチナをそれぞれ、主権を有する独立国家とすることを提案したためである。[49] これには諸説があり、たとえば、クープランドが委任統治政府で以前から議論されていたパレスチナの分州化（cantonization）などから着想を得たとするものや、パレスチナ情勢に不案内であったため、杓子定規なコモンウェルス的構想の適用に慎重であったとするものが挙げられる。また、分割はクープランドがピール委員会の委員としてヴァイツマンと意見交換をした際に、ヴァイツマンより提案されたものだとする見方もある。[50]

ただ、支配地域を帝国に引き留めつつ、相剋する複数のナショナリズムを調和するという点で、分割案にはアイルランドのそれと通ずる部分があったといえよう。実際に、分割案からは、帝国という「天蓋」を尊重しながら協調的

に共存するアラブ・ユダヤ両国家の将来像がうかがえる。たとえば両国家には、イギリスと軍の駐留継続、道路や港湾の使用、パイプラインの安全確保などについて合意する軍事協定や、できるだけ多くの品目において相互に同率の関税を賦課することを定める通商協定を締結することが期待された。また、アラブ領となるヤーファーとユダヤ領となるテルアビブの各港を統合し、合同港湾委員会の管理下に置く案なども検討されていた[51]。

一方で、分割案は委任統治の部分的な継続に言及することにも余念がなかった。この提案は当初、エルサレムとベツレヘムといった聖地への自由で安全な往来を保障するという目的で登場するが、同時に帝国の権益維持の手段としても想定されていたのである。たとえば、ピール報告書では先に述べたように、アラブ・ユダヤ国家が将来的に通商協定を結ぶこととされていたが、かたや、これら国家を流通する輸入品に対する税関業務の一部を当面は委任統治政府の管轄下に置くことが望ましいとも述べられている。これは、具体的には、アッカー、ハイファ、テルアビブ、ヤーファーといった主要な港湾都市における委任統治の継続を意味していた[52]。

ピール報告書における分割案は、詳細については未検討の概略的なものにすぎず、総数四〇〇ページにのぼる報告書のわずか一七ページしか占めていなかった[53]。それでも、上記に挙げた提案からは、負担のかかる関係的権力の行使を低減し、イギリスとパレスチナの紐帯を構造的権力からなる緩やかなものへと漸次置き換えんとする意図がうかがえる。この、いわばついでとして報告書に挿入された分割案と、そこから導き出されるユダヤ国家成立の展望が、国際連盟や当時のチェンバレン内閣において大きな波紋を呼ぶこととなる。

(二) 国際連盟における反応

イギリスにとっての国際連盟は、自治領諸国との紐帯を維持して、また帝国の新たな外縁を獲得し、究極的には軍事力を縮小している自国に代わって新興大国アメリカをヨーロッパの安全保障に関与させるための手段であった。ア

図1 パレスチナ分割をめぐる常設委任統治委員会および総会での各加盟国の態度

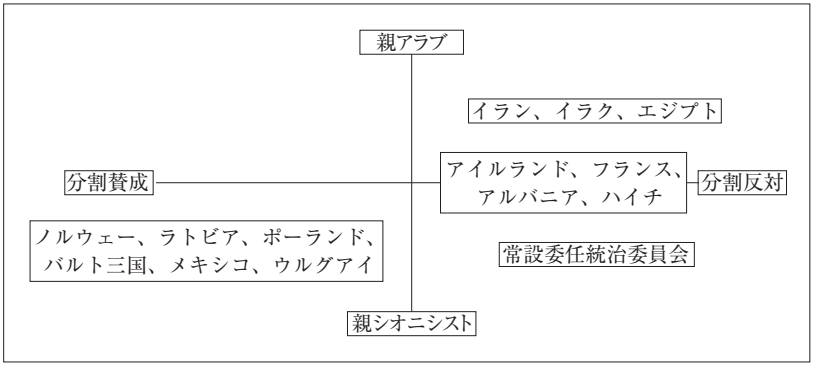

メリカの国際連盟不参加によって、最後の目論見は外れるが、それでもなお、国際連盟は緩やかな紐帯を束ね、「天蓋」としての帝国を支える重要な存在として期待されていた。しかし、帝国の維持に寄与するはずの国際連盟が関与したことで、パレスチナ分割の議論はかえって複雑化する。

パレスチナでの民族的郷土の実現は、当初から分割の可否によって拘束されていたのではなかった。むしろ分割案の提示が、パレスチナにおける政治的展望を新たに左右することとなる。バルフォア宣言がピール案の二〇年前にパレスチナにおける民族的郷土を約束していたことをかんがみれば、これは至極当然のことである。したがって、分割をめぐる関係アクターの態度は、ただちにそれらを親アラブや親シオニストといった立場に分類するものではないということに留意する必要がある。それらアクターの姿勢は、分割の賛否と親アラブ・シオニストの二軸からなる四象限図のなかで整理されるべきものであろう（**図1**を参照）。本節および次節にて論じるように、国際連盟内の機構や加盟国による分割の反対は、一概に親アラブ的な動機を伴っていたのではなく、親シオニスト的、ないしはどちらの側にも与しない立場から表明されたものもある。

1　常設委任統治委員会での反応

委任統治問題について国際連盟理事会に助言を行う常設委任統治委員会（Permanent Mandates Commission、以下「委任統治委員会」とする。）は、当初

のシオニストによる反応と同様に、ユダヤ人の利益を損なうとの観点から分割に難色を示した。この姿勢は、ヴァイツマン率いるＷＺＯが分割を了承してなお維持された。

国際連盟において民族的郷土の形成を唱導する必要性を感じていたヴァイツマンは、一九二〇年代より委任統治委員会と度々接触を図ってきた。そのような試みのなかで醸成されていった、民族的郷土の必要性を是認する傾向が、歴代委員によって因習的に継承され、最終的には肝心のシオニストの意向をも離れて強調されたのだと考えられる。[54] また、ピール案において民族的郷土の性格が「ユダヤ国家」と解釈されていたことも、同委員会の懸念するところとなったであろう。民族的郷土が国境で区画されることによって、移民できるユダヤ人が制限されてしまうからである。

委任統治委員会は結局、イギリスのオームズビー＝ゴア（William Ormsby-Gore）植民地相による、分割を検討する余地を残してほしいとの嘆願を汲みとった。そして、同委員会の助言を受けた国際連盟理事会は一九三七年九月一六日に、あらゆる選択肢を模索するなかで分割の検討を認める決議を採択した。[55] 理事会は甚だ消極的な態度の下で分割案に及第点を与えたが、国際連盟が分割の妥当性について懐疑的であることは明白であった。

２　総会での反応

国際連盟における総会の議決は理事会のそれと異なり、法的拘束力はなかったが、それでもイギリスは総会における加盟国の意向を無視することはできなかった。イギリスはとくに、総会におけるアラブ諸国の態度が、当時、理事会非常任理事国であったイランの意向を左右することを懸念していたと思われる。

パレスチナ問題をめぐって、総会における態度は概ね三つのグループに分かれていた。すなわち、エジプト、イラク、イランなどの親アラブ・グループ、ノルウェー、ポーランド、バルト三国などの親シオニスト・グループ、そして、アイルランドやフランスなどの中立グループである。アラブ・イスラーム諸国からなる親アラブ・グループは分割に反対しており、もとよりユダヤ人移民そのものに反対であった。親シオニスト・グループはシオニストの主張に

同調し、分割を支持していたが、たとえばポーランドのように、自国内のユダヤ人をパレスチナに放逐したいという思惑をもつ加盟国も含まれていた。[56]

中立グループの態度は、イギリスにとって苛立たしいできごとを伴いながら顕現した。イギリスの自治領であるアイルランドのデ＝ヴァレラ（Éamon de Valera）首相が九月二三日に、委任統治問題を管轄する総会第六委員会の席上でピール案を厳しく批判したのである。[57] アイルランド南北分割を容認する英愛条約の締結に反発し、その後勃発したアイルランド内戦において反条約派陣営を支持した経歴をもつデ＝ヴァレラは、イギリスの分割政策を批判することで、自国の分断にも国際的な注目を引きつけようとしたのだとされる。[58] 国際連盟イラク代表団の一員であったエドモンズ（Cecil Edmonds）はそのような意図を察知してか、デ＝ヴァレラを「状況や場所の如何を問わず、全ての分割に対する執念深い反対者（筆者訳）」[59]と評している。

このような自国中心的な動機はさておき、デ＝ヴァレラのピール案批判は親アラブ・親シオニストのいずれの立場にも与しない、純粋な反分割の態度表明と認識された。[60] 実際に、批判はイラクの極右勢力などの一部アラブ勢力と、ヨルダン川の両岸にまたがるユダヤ国家建設を標榜する修正主義シオニストの双方に注目され、[61] デ＝ヴァレラもまた、パレスチナがどの民族に帰属するかについて明確な態度表明を行うことはなかった。

ともあれ、この唐突な批判に、国際連盟イギリス代表団の一員を兼ねるエリオット（Walter Elliot）スコットランド相や、マクドナルド自治領相[62]といった閣僚は立腹した。[63] とくに、自治領相として、一九三二年のデ＝ヴァレラ政権発足より悪化していた英愛関係の改善に奔走したという自負のあったマクドナルドにとって、イギリスに一言も諮らずなされた公然たる批判は許し難いものだったようである。翌月にロンドン滞在中のデ＝ヴァレラと直接会ったマクドナルドは、批判に対して遺憾の意を伝えるが、デ＝ヴァレラは、イギリスが分割に対してあまりに前のめりで驚いたためだと弁明したとされる。[64]

他方で、イギリス政府の内部においても、デ＝ヴァレラの批判は煩わしいできごとには違いないが、首肯せざるをえない点もあるという声が聞かれた。[65] 前出のエドモンズも一九三七年一一月に、国際連盟の委任統治委員会と第六委員会の双方が分割に対して努めて遠慮がちな態度をとっているとの心証と、本国政府は分割を真剣に検討しているのだろうかという疑念を、駐イラク大使に伝えている。[66] 分割案への疑念は、遺恨を抱いた隣国に批判されるまでもなく、政府のなかで広く共有されていたのである。

㈢　チェンバレン内閣における反応

国際連盟において分割の是非が議論される一方で、イギリス本国ではイーデン（Anthony Eden）外相とオームズビー＝ゴア植民地相がそれぞれ代弁する、外務省と植民地省の立場の相違が浮き彫りになっていた。

両省は程度の差こそあれ、パレスチナを国際秩序と交錯する帝国秩序の問題として捉えていたといえる。植民地省はパレスチナ問題を、トランスヨルダンを除く周辺のアラブ世界と切り離して検討すべきとも読みとれる立場を採っており、同問題を個別的な帝国内関係の範疇内のものとして扱おうという意図と見ることもできる。しかし、分割がヨーロッパでのユダヤ人問題に対する一つの処方箋として位置づけられていたことをかんがみるに、植民地省もパレスチナの国際秩序との連関を意識していたであろう。それに対して、外務省はパレスチナとアラブ世界の連続性や国際連盟の分割に対する態度といった点に、国際秩序との連関を見いだしていたのである。

以下では、イーデンとオームズビー＝ゴアの意見がそれぞれ述べられている覚書に依拠しながら、両者の立場について概観したい。

1　イーデン外相の認識

イーデンのパレスチナに対する態度は、同地が強靭なナショナリズムを擁するアラブ世界と地続きであるという認

識に立脚していた[67]。彼は、分割に反対するアラブ人を、イギリスの強硬姿勢によって翻意させられる未開の集団と捉えることに批判的であった。むしろ、分割反対の気運はピール報告書が作成されたときよりも勢いづいており、報告書作成当時の情勢認識の下では現実的であったかもしれない、各種協定からなるアラブ・ユダヤ間の協調も困難であると論じている。すなわち、帝国の戦略的利益も脅かされるとされた[68]。

また彼は、ユダヤ国家がユダヤ人の安全保障を実現することはできないと考えていた。まず、ユダヤ国家を成立させるには住民交換を伴う分割が必要であり、それはアラブ・ナショナリズムを著しく刺激するおそれがあった。そのうえ、ユダヤ国家の人口は移民や自然増加によって膨張し、いずれは拡張主義に転じるため、結局アラブ世界との紛争状態を惹起すると考えていたのである。分割はパレスチナにおける関係的権力の行使を低減するために構想されたのかもしれないが、その目標を達成できるとは到底考えられず、むしろ分割を実行する過程でさらなる関係的権力の行使を必要とするかのように思われたのであろう。

そして、国際連盟が分割を承認するには理事会での全会一致の可決が必要であるが、アラブ・イスラーム世界の離反を招くような分割は、イランは言わずもがな、シリアやレバノンを擁する常任理事国フランスの理解すら得られないだろうとの推測を立てていた[69]。これら主張を見るに、イーデンが分割に反対していたことは明白であるが、彼のアラブ重視の態度はあらかじめ決まっていたものではなく、情勢認識の範疇を出ないものだったであろう。

2　オームズビー＝ゴア植民地相の認識

他方で、分割賛成の立場を採るオームズビー＝ゴアの主張は、イギリスに見切り発車を促すものであった。彼は、この期に及んで分割政策からの大転換を図れば、世界中のユダヤ人から裏切りの謗りを受け、ともすればアメリカとの関係に波紋を投じる、と強い調子で忠告している[70]。オームズビー＝ゴア自身も、分割がただちに実行できるとは考えていなかった。しかし彼は、概案にすぎないピール案を批判することは生産的でないとして、ピール委員会に代わ

る新たな委員会が分割案の詳細を検討することの重要性を説いていた。彼にとっては、政府がとにもかくにも、分割に向けて舵を切ることが肝心だったのである。[71]

このような姿勢の背景として、オームズビー＝ゴアがヴァイツマンと個人的な親交をもつシオニズム支持者であったことを挙げることもできる。ただ、より厳密にいえば、彼はイーデンと対照的に、アラブ・ナショナリズムをやや過小評価していたのだといえよう。彼は、自らを汎アラブ主義の気運に対して無頓着でないとしながらも、中東は有機的な統一体などではなく、近隣アラブ諸国が一様に分割反対の態度を表明しているとの証拠は確認できないと主張した。また、それら諸国が、イギリスの委任統治下にあるパレスチナの問題に介入する余地を与えるべきではないとの立場を採っていた。[72] 国際連盟の委任統治委員会が分割案に対して示した懸念は、アラブ人ではなくユダヤ人の利益を損なうとの観点からのものであり、オームズビー＝ゴアにとってこの事実は、分割案をさらに改定することの必要性を示す根拠であった。

両者による覚書は閣内で回覧されるが、チェンバレン首相を含む閣僚の多くはイーデンの主張に軍配を上げたとされる。唯一、明確にオームズビー＝ゴアの主張を擁護したのは、奇しくも後に彼の後任者として分割の議論を白紙に戻す、自治領相のマクドナルドであった。[73] 初の労働党出身の首相で、社会主義シオニズムを支持するラムゼイを父にもつマクドナルドを、ユダヤ人の民族的郷土形成に同情しうる出自の持ち主と見ることもできるかもしれない。

しかし、内部分裂によって父子ともども労働党を離党し、挙国一致内閣においても確固たる基盤をもたないマクドナルドは、チェンバレンの庇護に頼るほかなかった。[74] 彼が、ヨーロッパ情勢が不穏さを増すなか、次章で述べる宥和政策と表裏一体をなす帝国防衛のための諸政策を推進せざるをえなかったのは、このような政局にまつわる事情も絡んでいたためだと考えられる。

首相のチェンバレンは上述のとおり、イーデンの意見を支持し、分割を非現実的な選択肢と確信しつつあったが、

検討に時間を要するとして明確な判断を遅らせることを是とした。[75] これをもって内閣は、パレスチナ分割が国際秩序の領域と切り離せないことを痛切に再認識させられたのだといえよう。帝国の一部といえども、パレスチナはもはや、イギリスの一存で自らの意思を投影できる客体ではなくなっていた。かくして、分割の可否をめぐる判断は、新委員会の調査結果を待つという名目の下、実際には多くの閣僚のあいだで諦観の念を色濃く帯びながら、先延ばしにされたのである。

三　分割断念までの過程

㈠　反乱の再燃

パレスチナではピール案が発表されてからというもの、再び反乱が激化していた。暴力の激化は、一時的にイギリス政府による分割の撤回をかえって困難ならしめさえした。ピール案が発表された二ヵ月後の九月二六日に、ガリラヤ地区の行政を統括するアンドリュース（Lewis Andrews）知事が、カッサミーヤと見られる集団に暗殺されたからである。このような事件の直後に公然と分割を却下すれば、イギリス政府がアラブの暴力に屈したかのような合図を送るおそれがあった。[76]

この事件を受け、委任統治政府はアラブ高等委員会を非合法化し、すでに逮捕状が発出されて潜伏中であったアル＝フセイニーはベイルートに逃亡した。しかし、アル＝フセイニー不在のなかでも暴力が鎮静化する気配は一向になかった。イギリス秘密情報部（以下「SIS」とする。）は一九三八年一〇月に、アル＝フセイニーが国外から、ピール委員会に代わってパレスチナに派遣されたパレスチナ分割委員会（Palestine Partition Committee、以下「ウッドヘッド委

員会」とする。）に揺さぶりをかけるべく、アラブの暴力を煽動しているとの見立てを関係各省に報告している。[77] 実際に、アル＝フセイニーの呼びかけに応じて、エジプトやシリアからは義勇兵が派遣されていた。一方で、このような煽動は、パレスチナ・アラブ人のナショナリズムをより広範なアラブ・ナショナリズムの下でかすませてしまったとも考えられる。ＳＩＳが分析しているように、アル＝フセイニーは大ムフティーであった当時よりも強硬な姿勢に転じており、[78] これが上述のような呼びかけを行うに至った理由と思われるが、皮肉にもそれはパレスチナ・アラブ人が主導権を失う事態を招いてしまったのである。

パレスチナ・アラブ人の視線に立てば、アル＝フセイニーは、反乱以前は大ムフティーとしてイギリスの委任統治政策に対してしかるべき態度表明を行わず、亡命後はイギリスに対する態度を硬化させることで、結果的に彼らを窮地に追い込んだ人物であったと見ることもできる。[79] それでもなお、彼の亡命とアラブ高等委員会の解体は、同地のアラブ民族運動を四散五裂せしめたといえる。そしてその余波は、一九六〇年代に入ってパレスチナ解放機構（ＰＬＯ）が創設されるまで尾を引いたとも言われる。[80]

㈡　ヨーロッパ情勢の悪化

反乱の再燃に追い討ちをかけたのが、ヨーロッパ情勢の悪化であった。イギリスはドイツによる領土的野心が明らかになるにつれ、軍備増強を迫られることとなるが、ドイツの動きは素早く、一九三八年九月にはズデーテン地方の割譲をめぐってミュンヘン危機を引き起こす。ヨーロッパ情勢の悪化は、中東におけるイギリスの帝国防衛にも喫緊の課題を突きつけていた。東地中海一帯では、イタリアが一九三七年より自国領のリビアに軍を派遣し、駐エジプト大使に反英的とされる人物の起用を検討するなど、不穏な動きを見せていたのである。[81]

チェンバレンがハリファックス（Edward Wood, Viscount Halifax）外相の反対に抗ってミュンヘン協定の締結に向け

て奔走するなか、五月にオームズビー＝ゴアと交代したマクドナルド植民地相はウッドヘッド委員会に対し、分割を不可能とする報告書を早期に発表するよう求めていた。彼は、一〇月にアラブの大攻勢が計画されているとの情報を得ていたとされ、その前に分割の議論に終止符を打てば情勢を改善することができると考えていたのである。この要請はウッドヘッド（John Woodhead）委員長によって拒まれたが、ウッドヘッド委員会の与り知らぬところで、外務省と植民地省はヨーロッパで戦争が発生したときは分割案を破棄し、ユダヤ人移民をただちに停止することを合意していた。[82]

結局、ウッドヘッド委員会は一一月九日に分割を不可能と結論づけた報告書を発表した。[83] ヨーロッパにおいて戦争を回避し、また軍備を整えるための時間稼ぎとして宥和政策が遂行されたのと連動するように、中東でも帝国を防衛し、可能なかぎり兵力の消費を防ぐためという、親アラブ感情とは程遠い止むを得ない事情から、宥和的ともとれる政策が追求されていたのである。

アラブ・ユダヤ間の合意をとりつける最後の試みとして、イギリスは一九三九年二月から一ヵ月にわたって、両者の代表を招いてロンドン会議を開催する。アラブ代表団にはエジプト、トランスヨルダン、イラク、サウジアラビア、イエメンが参加していたが、こうした広範なアラブ諸国からの政治介入は、オームズビー＝ゴアが一九三七年に強く戒めていたことであった。アル＝フセイニーと同様に、イギリスもまた、パレスチナの将来をめぐって周囲のアラブ世界が介入することを認めてしまったのである。

結局、会議での議論は平行線に終わり、五月二三日にマクドナルド白書が発表されることとなる。首相として英愛条約締結とそれに伴うアイルランド分割を経験したロイド＝ジョージは、議会下院において白書の内容をユダヤ人に対する「背信行為」と非難した。[84] また、彼の内閣において植民地相を務めたチャーチルは与党・保守党の議員にもかかわらず、党の多数派に背いて白書の採択に反対票を投じている。そして、マクドナルドがかつて所属していた労働

党では、全議員が採択に反対した。

㈢　中東における恣意的なパートナーシップ

パレスチナ分割が断念を余儀なくされた背景として、イギリス政府内における分割の支持者が、中東において分割に反対する諸々のアクターを等閑視していたことを挙げることもできよう。裏を返せば、彼らは同地域において、分割にどちらかといえば肯定的なアクターのみを重視していたと考えられる。それらアクターは主に、ＷＺＯによって代表されている主流派のシオニスト勢力と、トランスヨルダンだったであろう。クープランドは分割したパレスチナの一方を独自のアラブ国家ではなく、トランスヨルダンの一部とすることが望ましいと考えていたのである。[85] また、ヴァイツマンら主流派のシオニスト勢力も、トランスヨルダン国王のアブドゥッラー一世（Abdullah bin Al-Hussein）と友好的な関係を維持していた。イギリス政府のなかで、両者がパレスチナを分割する際の重要な地域的パートナーになるだろうとの展望が醸成されていたとしても不思議ではない。

しかし、国際連盟での反応も示しているとおり、アラブ世界からは分割反対の態度表明もなされていたし、シオニスト勢力の内部にも分割を容認しない修正主義シオニストが存在していた。本節では、主流派のシオニスト勢力のなかで多数派を占めていた社会主義シオニズムとの対比を試みる意味でも、修正主義シオニズムにおけるパレスチナ認識やその活動事例について概観したい。

修正主義シオニズムの泰斗であるジャボティンスキー（Vladimir Jabotinsky）は、後に初代イスラエル首相となるベン＝グリオン（David Ben-Gurion）ら社会主義シオニストの手法がシオニズム運動の射程を狭めかねないことや、ヴァイツマンのイギリスに対する妥協的な態度などを問題視していた。そして彼は一九二五年に、主流派のＷＺＯから分派して新シオニスト機構（以下「ＮＺＯ」とする。）を発足させていた。ジャボティンスキーは、パレスチナにおけるア

ラブ・ナショナリズムの存在を明確に認知していた。そして、パレスチナにてアラブ・ユダヤ双方が複雑に入り組む要因となったであろう、社会主義シオニストによる漸進主義的な民族的郷土の形成を厭い、ユダヤ国家たる民族的郷土の領域をイギリスなどの大国の政治的保証の下に画定することを主張していた。彼は、ベン＝グリオンが考えをあらためる契機となったアラブ大反乱より前から、パレスチナ問題のゼロサム的な性質を看破していたのである。

もっとも、このジャボティンスキーによるユダヤ国家実現のための身も蓋もない姿勢が、イギリスに疎まれたとも考えられる。ピール委員会も、ジャボティンスキーの証言を過激と見做し、等閑に付している。[86] イギリスが社会主義シオニストとの関係を重視したのは、主流派と認められるだけの規模を誇っていたからということのほかに、民族的郷土の性格についての解釈に曖昧性をもたせることを容認し、分割案を提示した際は応諾するといった柔軟性を見せたからでもあろう。

非主流派であることを強いられたジャボティンスキーら修正主義者が働きかけを行った国の一つが、国際連盟総会における中立グループの一員をなすアイルランドであった。そして、ジャボティンスキーは一九三八年に、共通の知人であるユダヤ教徒でアイルランド下院議員のブリスコー（Robert Briscoe）を通じてデ＝ヴァレラと会談の場をもつことになる。

ジャボティンスキーは、アイルランドによる対英抵抗の軌跡を憧憬していたわけではなかった。彼はそのような抵抗運動の有効性に対して懐疑的で、一九一六年のイースター蜂起に対して否定的な態度をとっていた。[87] また、首相就任後のデ＝ヴァレラは、国内で半ば公然と活動していた反条約派の武装組織アイルランド共和軍（ＩＲＡ）を非合法化し、共和主義の色彩を色濃く帯びた新憲法の制定を民主的な手続きによってなし遂げていた。そして、国際政治においても国際連盟の理事会議長や総会議長を務め、諸国家の合意にもとづく正当性を基盤とした行動を重視するようになっていた。ジャボティンスキーがデ＝ヴァレラのピール案批判に関心を示したのは、デ＝ヴァレラがかつて革命

家であったからではなく、むしろ政治家として革命的な政治手法と距離を置き、政治的実力を蓄えるようになっていたからであろう。

しかし、両者の会談は芳しい結果を生まなかった。畢竟するに、デ＝ヴァレラによるピール案批判の意図は、パレスチナ問題にかこつけたイギリスへの当てこすりにすぎなかったからである。また、会談に同席したブリスコーが回顧するところによると、デ＝ヴァレラは、アラブ人が二千年近く占有してきたパレスチナにおいてユダヤ国家を建設することの歴史的な整合性について疑問を抱いていた。[88]

修正主義シオニズムに共感していたブリスコーは一九三九年にＮＺＯの意を受け、アメリカの支援を引き出すための使節として渡米した。だが、彼も結局はデ＝ヴァレラと同様、パレスチナ問題にアイルランドの分断を投影して同情を集めるための活動に終始しただけであった。これを知ったジャボティンスキーは憤慨し、両者のあいだの溝は埋まらぬまま、彼は一九四〇年にニューヨークで客死する。[89]

マクドナルド白書にもとづいてユダヤ人移民が制限されるようになると、修正主義系の武装組織であるエツェル（ＩＺＬ）やレヒ（Lehi）は、一九四〇年代前半よりいち早く委任統治当局に対する武装闘争を開始した。このような気運のなかで、彼らがアイルランドの独立闘争期における革命的ナショナリズムを参照するようになったことは、皮肉というほかない。ジャボティンスキーが急逝して以降、修正主義シオニストにとってのアイルランドは、イギリスに対する武力抵抗について先例を提示するメタフォリカルな存在にすぎなかったのである。

おわりに

イギリスが第一次世界大戦後からスエズ戦争に至るまでの約四〇年間、中東の覇権を掌握していた時代は、「イギ

リスの時代（Britain's moment）」や「長い両大戦間期」などと形容されることがある。[90] 両大戦間期におけるイギリスのパレスチナとの関わりは、アラブ・イスラエル紛争や現在のパレスチナ問題の起源のみならず、この「長い両大戦間期」における一つの転換点に焦点を当てるものであろう。その後の中東における混乱や、現在に至る紛争の構図を理解するうえでも、両大戦間期におけるイギリス政府のパレスチナ分割案に対する政策の動揺を見ることは重要であると考える。

イギリス帝国が構造的権力を主とする経済的影響力への依存を深めるなか、パレスチナは関係的権力の行使を必要とする鈍重な地域であり続けた。それは、パレスチナの分割が検討されたそもそもの理由であると同時に、結局はイギリスの政策決定者が分割に難色を示す理由ともなった。また国際連盟では、バルフォア宣言やユダヤ人移民に反対するアラブ・イスラーム諸国のみならず、民族的郷土の擁護や中立的な立場から分割に反対する意見が見られた。などのつまり、イギリスは帝国秩序の再編を通じて、帝国諸地域と関係的権力からなる強力な紐帯を保持する能力を減退させ、また新たに帝国の一部として獲得したパレスチナを国際秩序との連関の下に置くことで、同地の運命を単独で決する権力を手放していたのである。

一九四七年になると、分割政策は帝国の維持ではなく、その正反対の解体の手段として認識されるようになっていた。これは、国際連合総会決議第一八一号にもとづいてパレスチナの分割が決定されたことのほか、同年に完遂されたインド帝国の分割によっても印象づけられた。クープランドは「分割政策の最も重要な伝道者の一人」であったかもしれないが、彼が伝道したのは外容としての分割政策にすぎず、その政策の内包する含意が時代とともに変容することを許してしまったことになる。[91] 分割政策は、イギリスが複数のナショナリズムを共存させながら「天蓋」としての帝国を維持せんとする知的潮流に立脚したものであった。しかし、外容としての分割政策は、同国が帝国を撤退させれば、その地域において少数派に転落することを危惧する民族に継承されていた。そして、彼らが「政治的な単位

と民族的な単位の一致[92]」を実現するための論理へと変容したのだと考えられる。

（1）委任統治の方式は該当する地域の「人民発達の程度」に応じてA・B・C式に区分され、英仏に割譲された旧オスマン帝国領が高度な自治を認められるA式領となった。

（2）たとえば、イギリスはモースル帰属問題を、現地勢力であるイラク政府との協力を維持し、イラクの防衛、ひいては中東におけるイギリス帝国の正当性を保障するうえで重要な問題と捉えていた。赤川尚平「イギリス帝国におけるモスル問題、一九一六―一九二六」『法学政治学論究』第一一九号、二〇一八年一二月、一九五―一九六頁。

（3）本稿における「ユダヤ人」は、ヨーロッパに居住する、もしくはヨーロッパからパレスチナに移民したユダヤ教徒を指すものとする。

（4）Michael J. Cohen, *The Britain's Moment in Palestine: Retrospect and Perspectives, 1917-48*, Routledge, 2014; T. G. Fraser, *Partition in Ireland, India and Palestine: Theory and Practice*, MacMillan, 1984; Penny Sinanoglou, *Partitioning Palestine: British Policymaking at the End of Empire*, University of Chicago Press, 2019; 高坂誠「最初のパレスチナ分割案――一九三七年ピール委員会報告書の今日的意味」『中東研究』第四七八号、二〇〇二年、三〇―六三頁。

（5）Cohen, *Britain's Moment in Palestine*, p. 294; Fraser, *Partition in Ireland, India and Palestine*, pp. 148-149.

（6）マックス・ヴェーバー『社会学の根本概念』清水幾太郎訳、岩波書店、二〇一八年、八六頁。

（7）酒井哲哉『近代日本の国際秩序論』岩波書店、二〇〇七年、一九五頁を参照。

（8）Arie M. Dubnov, "An Architect of Two Partitions or a Federalist Daydreamer? The Curious Case of Sir Reginald Coupland," Arie M. Dubnov and Laura Robson, eds., *Partitions: A Transnational History of Twentieth-Century Territorial Separatism*, Stanford University Press, 2019, p. 84.

（9）Ibid., p. 83.

（10）未公刊史料のほか、公刊史料集所収のものも含む。

（11）竹内真人「ブリティッシュ・ワールド論の射程」竹内真人編『ブリティッシュ・ワールド――帝国紐帯の諸相』日本経済評論社、二〇一九年、二頁。

(12) 小川浩之『英連邦――王冠への忠誠と自由な連合』中央公論新社、二〇一二年、四五―五一頁。
(13) 小関隆『アイルランド革命　1913-23――第一次世界大戦と二つの国家の誕生』講談社、二〇一八年、一一五―一一六頁。
(14) John Darwin, "Imperialism in Decline? Tendencies in British Imperial Policy between the Wars," *The Historical Journal*, Vol. 23, No. 3, September 1980, pp. 659, 678.
(15) John Darwin, "An Undeclared Empire: The British in the Middle East, 1918-39," *The Journal of Imperial and Commonwealth History*, Vol. 27, No. 2, 1999, pp. 162.
(16) 渡辺正志「中東のイギリス帝国」佐々木雄太編『世界戦争の時代とイギリス帝国（イギリス帝国と20世紀　第三巻）』ミネルヴァ書房、二〇〇六年、一三八―一三九頁。
(17) 現在のシリアのほかに、イスラエル、パレスチナ、レバノン、ヨルダンを含む地域を指し、「大シリア」や「歴史的シリア」とも呼称される。
(18) John Darwin, *Britain, Egypt and the Middle East: Imperial Policy in the Aftermath of War 1918-1922*, 1st ed., Palgrave Macmillan, 1981, p. 156.
(19) マーク・マゾワー『国連と帝国――世界秩序をめぐる攻防の20世紀』池田年穂訳、慶應義塾大学出版会、二〇一五年、五〇頁。
(20) Darwin, "An Undeclared Empire," p. 163.
(21) 秋田茂『イギリス帝国とアジア国際秩序――ヘゲモニー国家から帝国的な構造的権力へ』名古屋大学出版会、二〇〇三年、二頁。
(22) 同右、五頁。
(23) スーザン・ストレンジ『国家と市場――国際政治経済学入門』西川潤・佐藤元彦訳、筑摩書房、二〇二〇年、六九―七〇頁。
(24) 同右、七〇頁。
(25) 一九世紀におけるイギリス海軍の役割については、田所昌幸編『ロイヤル・ネイヴィーとパクス・ブリタニカ』有斐閣、二〇〇六年を参照。
(26) ポール・ケネディ『イギリス海上覇権の盛衰　下――パクス・ブリタニカの終焉』山本文史訳、中央公論新社、二〇二〇

年、一五八―一六二頁。

(27) Elizabeth Mariko Leake, "British India Versus the British Empire: The Indian Army and an Impasse in Imperial Defence, Circa 1919-39," *Modern Asian Studies*, Vol. 48, No. 1, January 2014, p. 327.

(28) 秋田『イギリス帝国とアジア国際秩序』二三―二五頁。

(29) Balfour to the Prime Minister, February 19, 1919, FO371/4179/2117, The National Archives, Kew [hereafter TNA].

(30) Dubnov, "An Architect of Two Partitions or a Federalist Daydreamer?" p. 72.

(31) Sinanoglou, *Partitioning Palestine*, pp. 9-10.

(32) Dubnov, "An Architect of Two Partitions or a Federalist Daydreamer?", p. 69; *Palestine Royal Commission Report* [hereafter *Peel Commission Report*], Cmd. 5479, HMSO, 1937, pp. 389-393.

(33) エルサレム旧市街に所在する嘆きの壁の前で、修正主義シオニストの青年団体が示威運動を行ったことを発端として、パレスチナ全土でアラブ人によるユダヤ人への大規模な襲撃が約一〇日間にわたって発生した事件。

(34) 「アリヤー（Aliyah）」はユダヤ人のイスラエルの地への「帰還」を意味する。シオニズム史観のなかで第一次から第五次まで区分されている各アリヤーの時期については、Baruch Kimmerling, "Academic History Caught in the Cross-Fire: The Case of Israeli-Jewish Historiography," *History and Memory*, Vol. 7, No. 1, Spring Summer, 1995, p. 50を参照。

(35) Raymond F. Mikesell, "Sterling Area Currencies of the Middle East," *Middle East Journal*, Vol. 2, No. 2, April 1948, p. 163.

(36) Yair Wallach, "Creating a Country through Currency and Stamps: State Symbols and Nation-building in British-ruled Palestine," *Nations and Nationalism*, Vol. 17, No. 1, January 2011, pp. 144-145.

(37) Evan Bradley Gabe, "The Great White Umpire in Palestine: British Economic Policies and Arab Grievances, 1920-1936," Master's thesis, The University of Utah Graduate School, 2013, p. 8.

(38) Hizky Shoham, "'Buy Local' or 'Buy Jewish'? Separatist Consumption in Interwar Palestine," *International Journal of Middle East Studies*, Vol. 45, No. 3, August 2013, pp. 472-474.

(39) Seán William Gannon, *The Irish Imperial Service: Policing Palestine and Administering the Empire, 1922-1966*, Palgrave Macmillan, 2019, pp. 32-34.

(40) Matthew Hughes, *Britain's Pacification of Palestine: The British Army, the Colonial State, and the Arab Revolt, 1936–1939*,

Cambridge University Press, 2019, p. 1.

(41) John Knight, "Securing Zion? Policing in British Palestine, 1917-39," *European Review of History*, Vol. 18, No. 4, August 2011, p. 536.

(42) Hughes, *Britain's Pacification of Palestine*, pp. 3-5.

(43) Dubnov, "An Architect of Two Partitions or a Federalist Daydreamer?" p. 59.

(44) Ibid.

(45) 馬路智仁「それゆえコモンウェルスに身を捧げた――アルフレッド・ジマーン『ギリシャの共和国』と帝国共和主義」『年報政治学』第六六巻第一号、二〇一五年六月、一九四―一九六、二〇〇頁。

(46) Dubnov, "An Architect of Two Partitions or a Federalist Daydreamer?" p. 62.

(47) Ibid., pp. 64-65.

(48) マゾワー『国連と帝国』四二頁。

(49) *Peel Commission Report*, p. 381.

(50) Dubnov, "An Architect of Two Partitions or a Federalist Daydreamer?" pp. 73-74; 高坂「最初のパレスチナ分割案」三八―四〇頁。

(51) *Peel Commission Report*, pp. 381, 387-388.

(52) Ibid., p. 388.

(53) *Peel Commission Report*, pp. 380-396.

(54) Susan Pedersen, "The Impact of League Oversight on British Policy in Palestine," Rory Miller, ed., *Britain, Palestine, and Empire: The Mandate Years*, Routledge, 2010, pp. 42-46.

(55) Sinanoglou, *Partitioning Palestine*, pp. 140-141.

(56) Shulamit Eliash, *The Harp and the Shield of David: Ireland, Zionism and the State of Israel*, Routledge, 2007, p. 18. ソの分類はシオニストの認識として紹介されているが、分割を提案した張本人たるイギリスの認識を類推できるものであろう。

(57) *The Times*, September 24, 1937.

(58) Kevin McCarthy, "Éamon de Valera's Relationship with Robert Briscoe: A Reappraisal," *Irish Studies in International Affairs*,

Vol. 25, 2014, p. 170.

（59） Edmonds to A. Clark Kerr, November 15, 1937, FO406/75, TNA.

（60） Eliash, *The Harp and the Shield of David*, p. 18.

（61） Scott to Eden, October 7, 1937, FO406/75, TNA; McCarthy, "Éamon de Valera's Relationship with Robert Briscoe," p. 171.

（62） これ以降、「マクドナルド」と略記している場合は、息子のマルコム・マクドナルドを指すものとする。

（63） Eliash, *The Harp and the Shield of David*, p. 24; Rory Miller, "'An Oriental Ireland': Thinking about Palestine in Terms of the Irish Question during the Mandatory Era," Rory Miller, ed., *Britain, Palestine and Empire: The Mandate Years*, Routledge, 2010, p. 166.

（64） CP 237 (37), Note by the Secretary of State for Dominion Affairs, October 14, 1937, CAB24/271/37, TNA; Eliash, *The Harp and the Shield of David*, pp. 24-25.

（65） Miller, "'An Oriental Ireland'," p. 167.

（66） Edmonds to A. Clark Kerr, November 15, 1937, FO406/75, TNA.

（67） 'Palestine': Cabinet memorandum by Mr Eden on the arguments against partition, November 19, 1937, S. R. Ashton and S. E. Stockwell, eds., *British Documents on the End of Empire* [hereafter *BDEEP*], *Series A, Volume 1, Imperial Policy and Colonial Practice, 1925-1945*, HMSO, 1996, No. 18.

（68） Ibid.

（69） Ibid.

（70） 'Palestine': Cabinet memorandum by Mr Ormsby-Gore on the arguments in favour of partition, December 1, 1937, *BDEEP*, No. 19.

（71） Ibid.

（72） Ibid.

（73） Ibid.

（74） Fraser, *Partition in Ireland, India and Palestine*, p. 148.

（75） Sinanoglou, *Partitioning Palestine*, p. 144.

(76) Ibid.
(77) Copy of S.I.S. report Palestine, October 10, 1938, KV2/2084, TNA.
(78) Ibid.
(79) Philip Mattar, "The Mufti of Jerusalem and the Politics of Palestine," *Middle East Journal*, Vol. 42, No. 2, Spring 1988, pp. 239-240.
(80) 木村申二『パレスチナ分割――パレスチナ問題研究序説』第三書館、二〇〇二年、三七―四〇頁。
(81) "Situation in the Mediterranean & the Middle East," October 20, 1937, CAB23/89/9, TNA.
(82) Cohen, *Britain's Moment in Palestine*, p. 294.
(83) *Palestine Partition Commission Report*, Cmd. 5854, HMSO, 1938, p. 281.
(84) *Manchester Guardian*, May 24, 1939.
(85) Coupland to Eden, June 17, 1937, FO954/19A/15, TNA.
(86) 高坂「最初のパレスチナ分割案」四二―四三頁。
(87) Colin Shinlder, *The Hebrew Republic: Israel's Return to History*, Rowman & Littlefield, 2017, p. 136.
(88) Robert Briscoe and Alden Hatch, *For the Life of Me*, Little, Brown and Company, 1958, p. 264.
(89) McCarthy, "Éamon de Valera's Relationship with Robert Briscoe," pp. 177-179.
(90) Elizabeth Monroe, *Britain's Moment in the Middle East, 1914-1956*, Chatto & Windus, 1963; 臼杵陽『「中東」の世界史――西洋の衝撃から紛争・テロの時代まで』作品社、二〇一八年、一八八頁。
(91) Dubnov, "An Architect of Two Partitions or a Federalist Daydreamer?" p. 84.
(92) アーネスト・ゲルナー『民族とナショナリズム』加藤節監訳、岩波書店、二〇〇〇年、一頁を参照。

矢吹　弘孝（やぶき　ひろたか）
所　　属　慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程二年
専攻領域　国際政治学、現代イスラエル政治史